

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法による行政処分……………一
- ……………(都市整備局住宅政策推進部不動産業課)……………一
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第八條の十一第二項の規定に基づく検証機関の検証業務の廃止……………二
- ……………(環境局地球環境エネルギー部総量削減課)……………二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………二
- ……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(三件)……………五
- ……………(同)……………五
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………八
- ……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………八
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(二件)……………一〇
- ……………(同)……………一〇
- 規程(水)
- 東京都水道局電子情報処理規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都水道局固定資産規程の一部を改正する規程……………三

公告

- 公募による公有地の売却……………一
- ……………(都市整備局市街地整備部多摩ニュータウン事業室)……………三
- 東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出……………三
- ……………(環境局総務部環境政策課)……………三
- 低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の認定……………三
- ……………(環境局環境改善部大気保全課)……………三
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………四
- ……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………四

告示

●東京都告示第千五百五十八号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五條第二項の規定による行政処分について、同法第七十條第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年七月十八日

東京都知事 小池 百合子

一 被処分者

- (一) 商号 株式会社システムブレイン
- (二) 代表者氏名 代表取締役 笹原 弘之
- (三) 主たる事務所の所在地 港区新橋五丁目五番七号
- (四) 免許証番号 東京都知事(3)第八四二五六号
- (五) 免許年月日 平成二十七年三月十八日
- 二 処分年月日 平成二十九年六月二十三日
- 三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成二十九年七月三十一日から同年八月二十九日まで)
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四條の十五前段及び第六十五條第二項第二号

一 被処分者

- (一) 商号 株式会社ブライトハウス
- (二) 代表者氏名 代表取締役 光澤 五十六
- (三) 主たる事務所の所在地 港区六本木七丁目十二番十九号
- (四) 免許証番号 東京都知事(2)第八九九八五号
- (五) 免許年月日 平成二十五年十二月五日
- 二 処分年月日 平成二十九年六月十三日
- 三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成二十九年七月三十一日から同年八月二十九日まで)
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四條の十五前段及び第六十五條第二項第二号

一 被処分者

- (一) 商号 株式会社テイクナイン
- (二) 代表者氏名 代表取締役 竹内 史英
- (三) 主たる事務所の所在地 練馬区関町北一丁目十五番十五号
- (四) 免許証番号 東京都知事(1)第九五〇八一号
- (五) 免許年月日 平成二十五年二月十五日
- 二 処分年月日 平成二十九年六月十三日
- 三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成二十九年七月三十一日から同年八月二十九日まで)
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四條の十五前段及び第六十五條第二項第二号

一 被処分者

- (一) 商号 株式会社エムトップハウス
- (二) 代表者氏名 代表取締役 村田 次雄
- (三) 主たる事務所の所在地 板橋区常盤台四丁目三十七番十一号

一 被処分者	株式会社野村地所
(一) 商号	株式会社野村地所
(二) 代表者氏名	代表取締役 野村 康昭
(三) 主たる事務所の所在地	中央区銀座一丁目四番六号
(四) 免許証番号	東京都知事(3)第八六六四号
(五) 免許年月日	平成二十八年十月二十七日
二 処分年月日	平成二十九年六月十四日
三 処分内容	業務の全部の停止三十日間(平成二十九年七月三十一日から同年八月二十九日まで)
四 適用条項	宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号
一 被処分者	株式会社野村地所
(一) 商号	株式会社野村地所
(二) 代表者氏名	代表取締役 野村 康昭
(三) 主たる事務所の所在地	中央区銀座一丁目四番六号
(四) 免許証番号	東京都知事(3)第八六六四号
(五) 免許年月日	平成二十八年十月二十七日
二 処分年月日	平成二十九年六月十四日
三 処分内容	業務の全部の停止三十日間(平成二十九年七月三十一日から同年八月二十九日まで)
四 適用条項	宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号

四 適用条項	宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号
●東京都告示第千五百五十九号	
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百五十五号)第八条の十一第二項の規定に基づき検証機関の検証業務の廃止の届出があったので、同条例第八条の二十二第三号の規定により、次のとおり告示する。	
平成二十九年七月十八日	
一 登録番号	東京都知事 小 池 百合子
二 登録区分	特定ガス・基準量 都内外削減量 その他ガス削減量 電気等環境価値保有量
三 登録検証機関名称	デロイトトーマツサステナビリティ株式会社
四 代表者氏名	代表取締役 杉山 雅彦
五 廃止する検証業務の範囲	
(一) 営業所名称	デロイトトーマツサステナビリティ株式会社 本社
(二) 営業所所在地	千代田区丸の内三丁目三番一号 新東京ビル
(三) 業務の範囲	都内外削減量に係る検証業務 その他ガス削減量に係る検証業務 電気等環境価値保有量に係る検証業務
六 廃止年月日	平成二十九年四月三十日

一 登録番号	九
二 登録区分	特定ガス・基準量 都内外削減量
三 登録検証機関名称	KPMGあずさサステナビリティ株式会社
四 代表者氏名	代表取締役 斎藤 和彦
五 廃止する検証業務の範囲	
(一) 営業所名称	KPMGあずさサステナビリティ株式会社 東京事務所
(二) 営業所所在地	千代田区大手町一丁目九番七号
(三) 業務の範囲	都内外削減量に係る検証業務
六 廃止年月日	平成二十九年四月一日
一 登録番号	十六
二 登録区分	特定ガス・基準量
三 登録検証機関名称	EY新日本サステナビリティ株式会社
四 代表者氏名	代表取締役 塚原 正彦
五 廃止する検証業務の範囲	
(一) 営業所名称	EY新日本サステナビリティ株式会社 本社
(二) 営業所所在地	千代田区内幸町二丁目二番三号 日比谷国際ビル
(三) 業務の範囲	特定ガス・基準量に係る検証業務
六 廃止年月日	平成二十九年四月二十一日
●東京都告示第千六百十号	
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条	

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

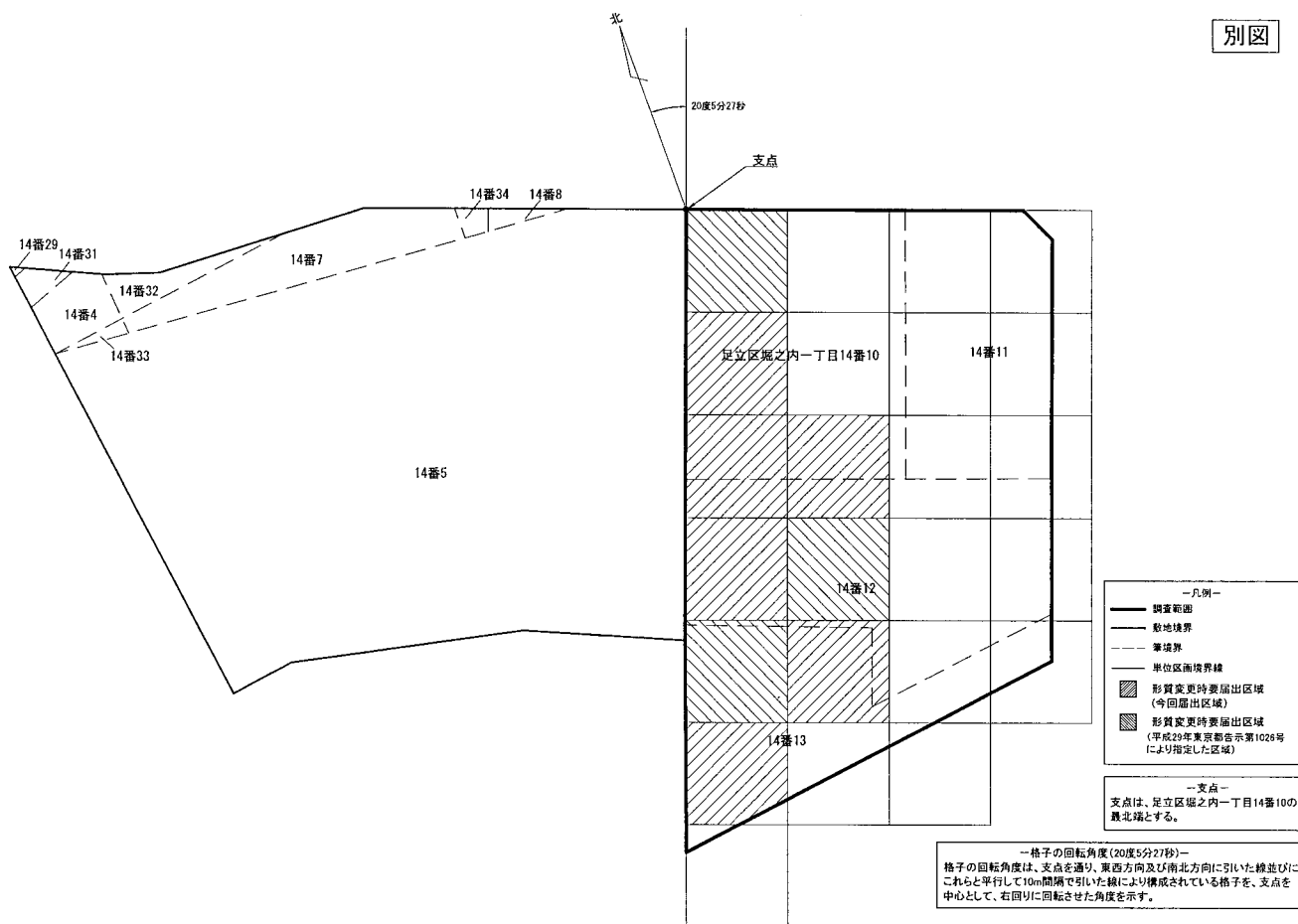
平成二十九年七月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（足立区堀之内一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第千百六十一号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

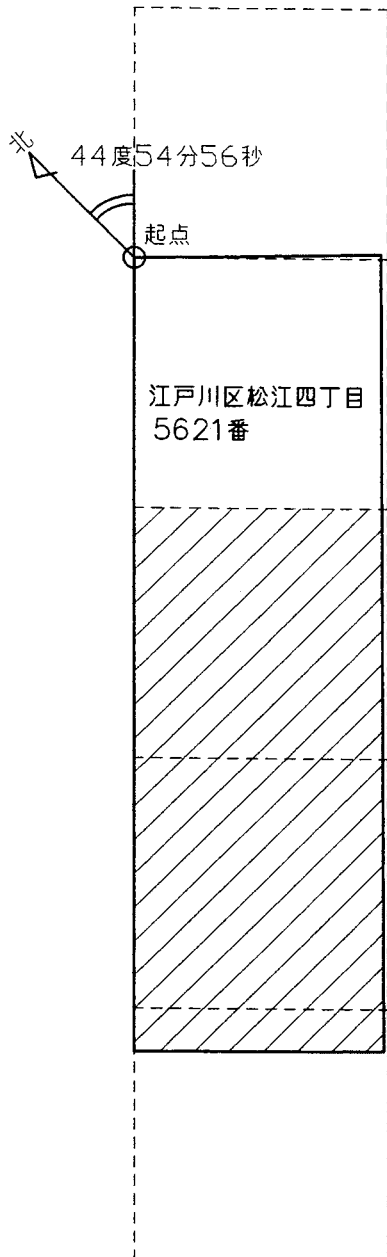
平成二十九年七月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江戸川区松江
四丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準
に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合
物、シスー・ニージクロロエチレン、トリクロロエチ
レン、鉛及びその化合物並びにほう素及びその化合物
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 六価クロム化合物並びに鉛及びその化合
物

別図



〈凡例〉

- : 単位区画
- : 敷地境界
- ▨▨▨▨ : 形質変更時要届出区域

〈起点〉

起点は、江戸川区松江四丁目5621番の最北端とする。

〈格子の回転角度(44度54分56秒)〉

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千六百六十二号

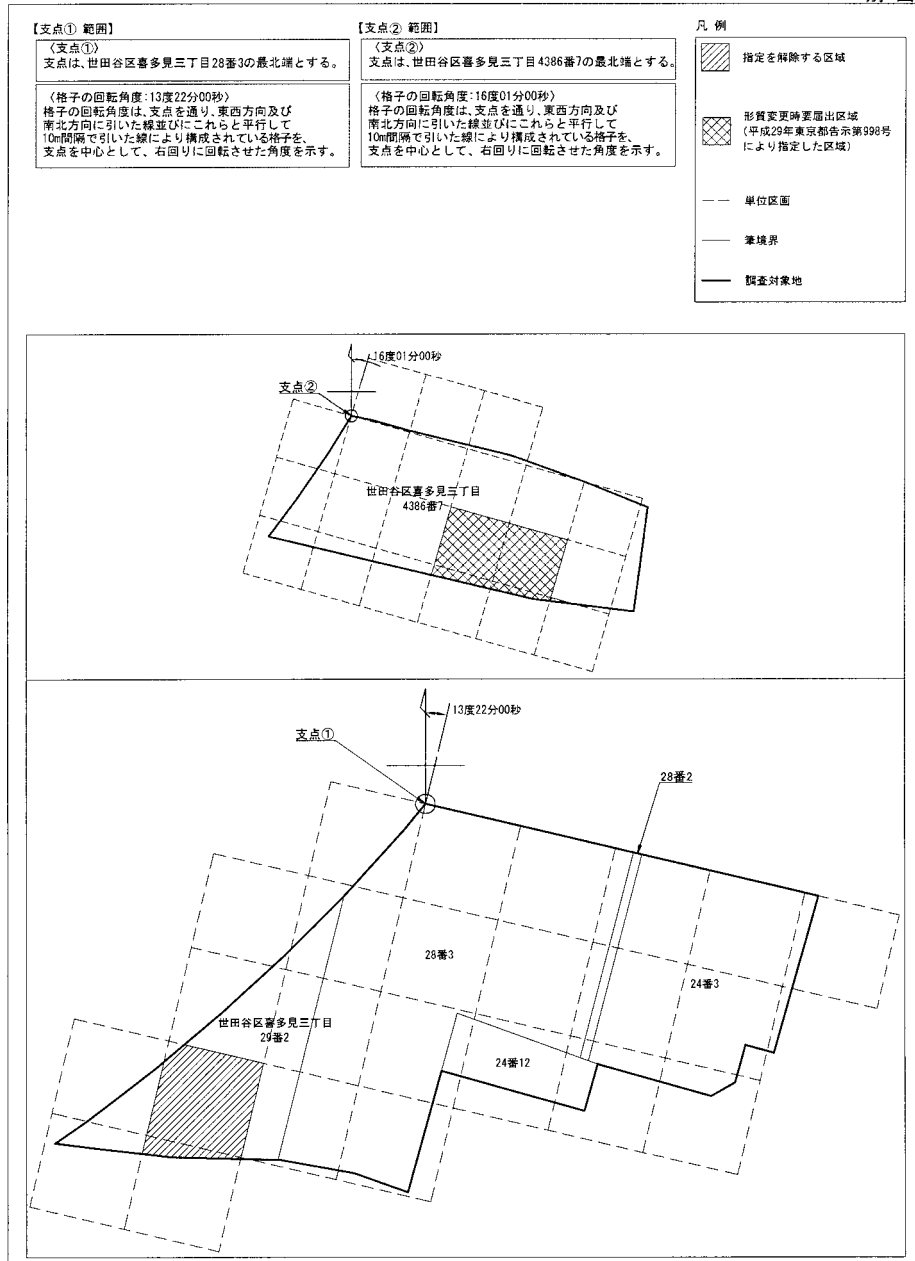
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条
第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第百七十二号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年七月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(世田谷区喜多見三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



●東京都告示第千百六十三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第千二百二十七号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年七月十八日

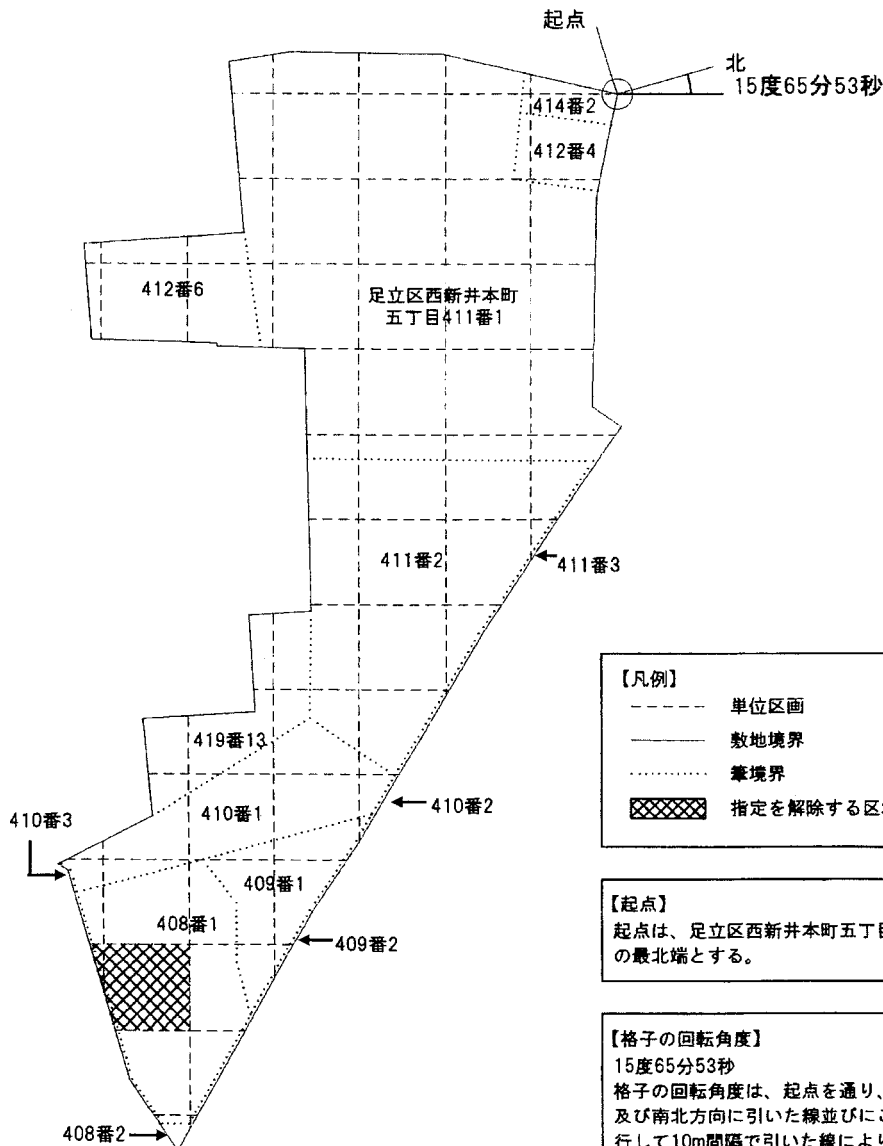
東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(足立区西新井本町五丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
- 筆境界
- ▨ 指定を解除する区域

【起点】

起点は、足立区西新井本町五丁目414番2の最北端とする。

【格子の回転角度】

15度65分53秒
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千六百六十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第千三百九十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年七月十八日

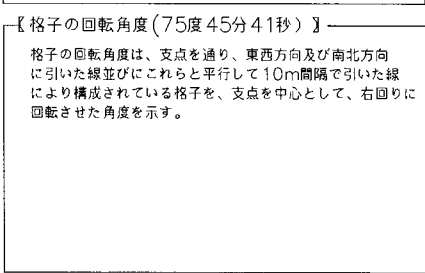
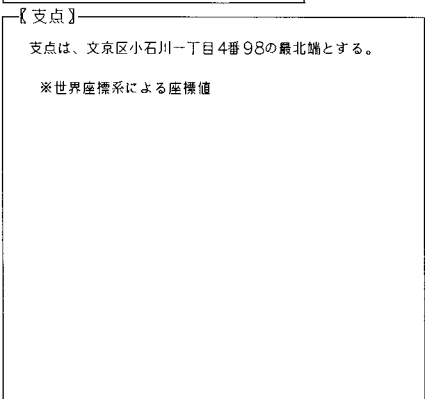
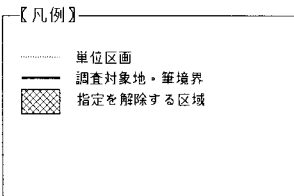
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（文京区小石川一丁目地内）

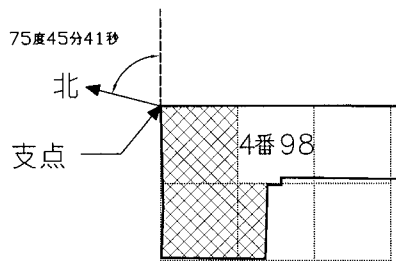
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



文京区小石川一丁目



●東京都告示第千百六十五号

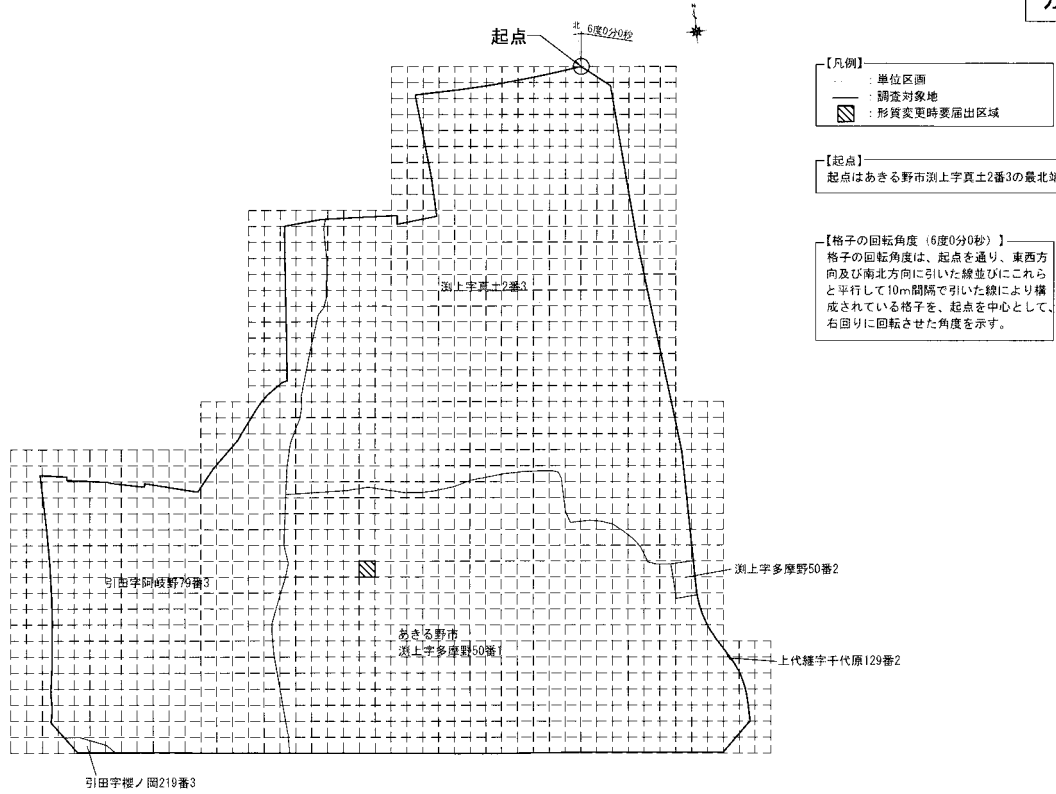
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年七月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(あきる野市測
上字多摩野地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第千六百六十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年七月十八日

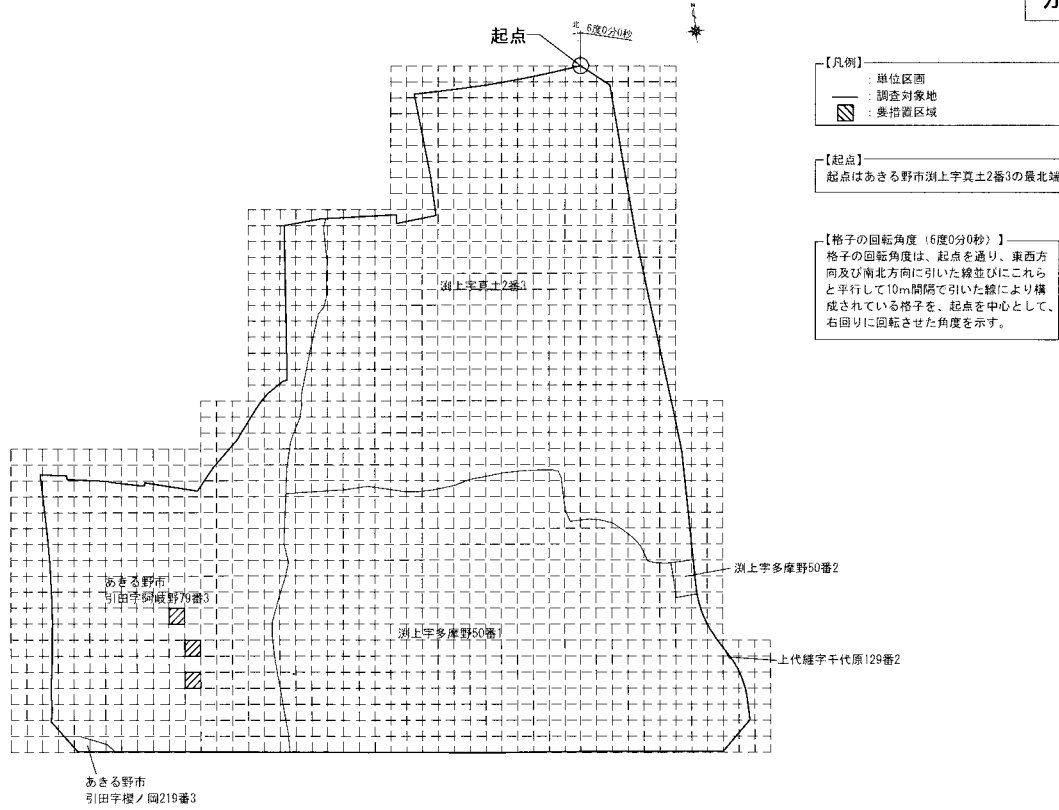
東京都知事 小 池 百合子

一 要措置区域 別図のとおり（あきる野市引田字阿岐野地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物

三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別図



●東京都告示第千百六十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一
第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第千八百九
十六号により指定した区域の全部の指定を解除するので、
同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定によ
り、次のとおり告示する。

平成二十九年七月十八日

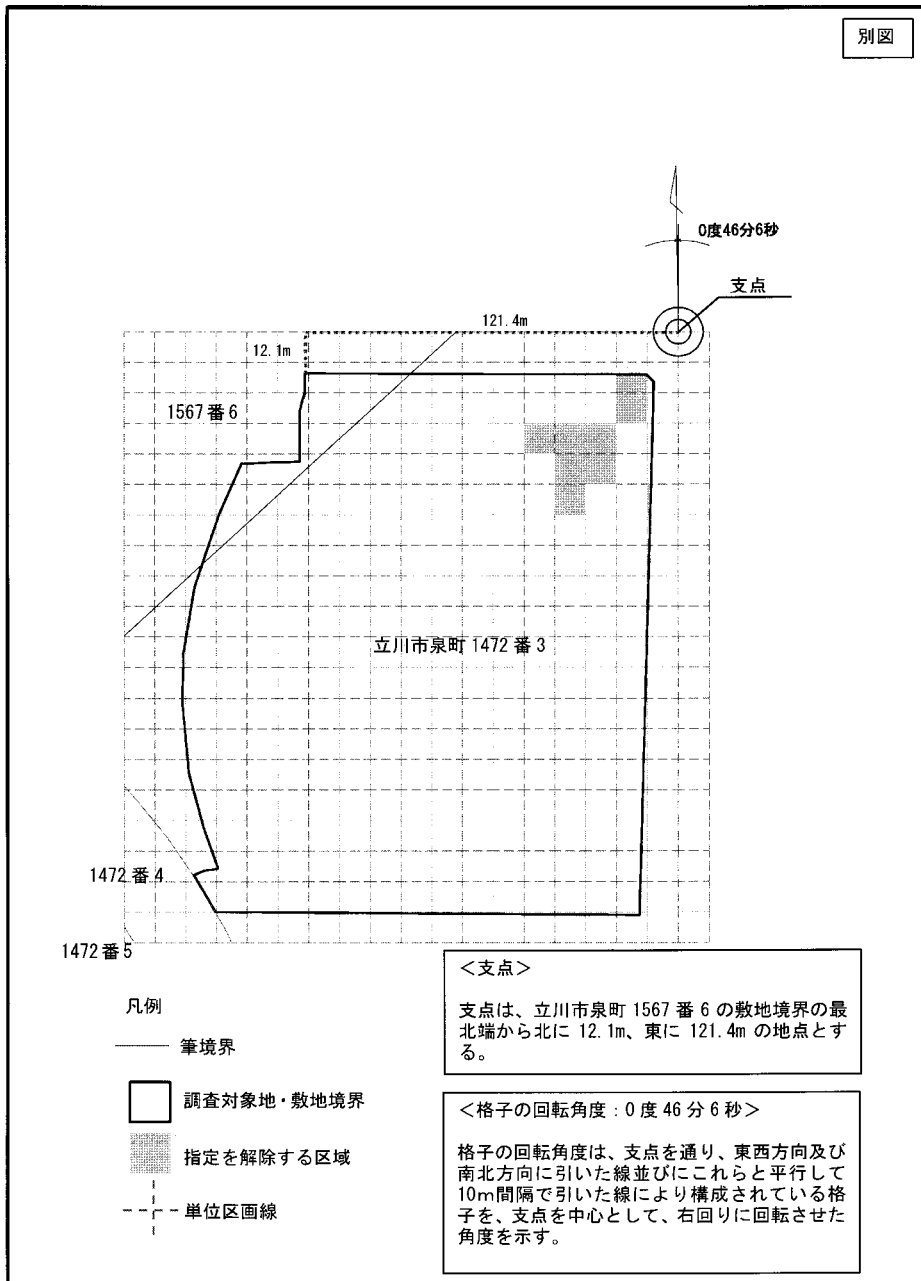
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(立川市泉町地
内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特
定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



●東京都告示第千百六十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第四百十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年七月十八日

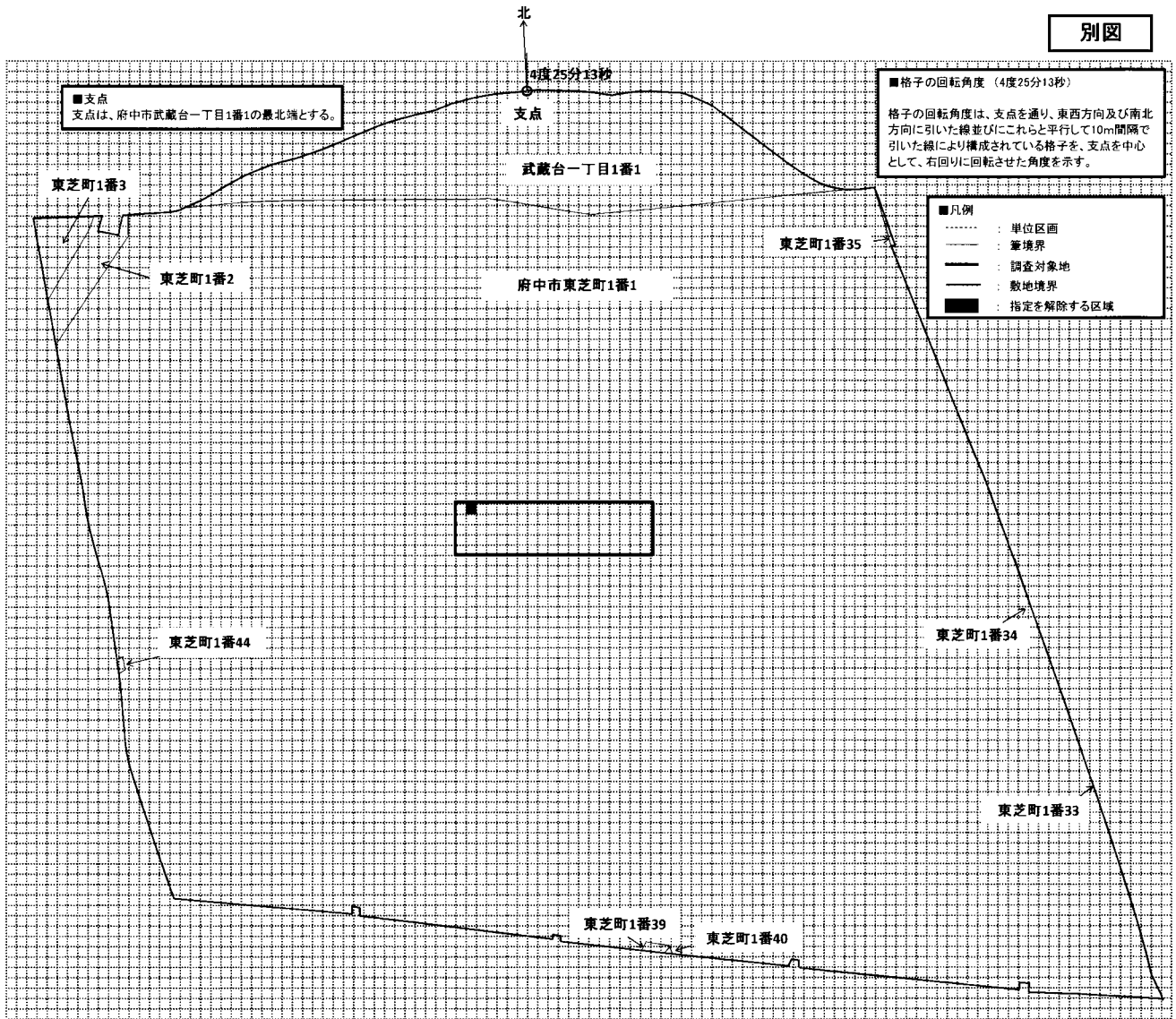
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（府中市東芝町地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



規程（水）

●東京都水道局管理規程第十六号

東京都水道局電子情報処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年七月十八日

東京都水道局長 醍醐勇司

東京都水道局電子情報処理規程の一部を改正する規程

東京都水道局電子情報処理規程（平成二十年東京都水道局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項、第十一条、第十二条第二項、第十四条第二項、第二十一条、第二十四条、第二十六条第二項、第二十八条第二項、第三十二条第二項及び第三十三条から第三十五条までの規定中「企画担当部長」を「企画調整担当部長」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

●東京都水道局管理規程第十七号

東京都水道局固定資産規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年七月十八日

東京都水道局長 醍醐勇司

東京都水道局固定資産規程の一部を改正する規程

東京都水道局固定資産規程（昭和三十九年東京都水道局管理規程第二十一号）の一部を次のように改正する。

第九十三条第三項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号中「企画担当部長」を「企画調整担当部長」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十 経営管理担当部長

第九十三条第四項中「臨時に」を削る。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

公募による所有地の売払いについて

公募による所有地の売払いについて、次のとおり公告する。

平成二十九年七月十八日

東京都知事 小池 百合子

一 物件の表示

(一) 土地の所在 八王子市鎌水二丁目百八番一ほか

(二) 地目 宅地

(三) 地積 一一九、四五二・九〇平方メートル

(四) 予定価格 四、九二〇、〇〇〇、〇〇〇円に、平成二十九年七月一日を基準日とする時点修正を行った価格（平成二十九年八月月上旬、東京都公報及び東京都都市整備局多摩ニュータウン宅地販売のホームページ（http://www.toshiseiji.metro.tokyo.jp/newtown/koubu/G-70.html）で公表予定。）

(五) 用途 商業、業務、住宅等の用に供する施設

二 事業応募者の資格

(一) 当該土地を取得し、商業、業務、住宅等を複合的に

組み合わせた施設（以下「複合施設」という。）を建設し、運営する者であること。

(二) 当該土地の取得並びに複合施設の建設及び運営に必要な資金及び信用を有する者であること。

(三) 成年被後見人、被保佐人若しくは不動産の売買契約を締結する能力等を有しない被補助人又は破産者で復権を得ていない者でないこと。

(四) 応募書類の受付前一年間の多摩ニュータウン事業用地の売払いにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者でないこと。

(五) 国税、地方税その他公租公課について滞納をしていないこと。

(六) 会社更生、破産、民事再生その他これらに準ずる申請をした者又は申立てを受けた者でないこと。

(七) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第百四十七号）第八条第二項第一号に掲げる処分を受けている団体及びその役員又は構成員でないこと。

(八) 東京都暴力団排除条例（平成二十三年東京都条例第五十四号）第二条第二号に規定する暴力団及び同条第四号に規定する暴力団関係者でないこと。

(九) 前二号に掲げる者から委託を受けた者又は前二号に掲げる者の関係団体及びその役員又は構成員でないこと。

(十) 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和六十二年一月十四日付六十一財経庶第九百二十二号）第五条第一項に基づく排除措置期間中でないこと。

<p>五 応募受付場所 東京都都市整備局市街地整備部多摩ニュータウン事業</p> <p>四 応募受付日 平成二十九年十月十七日(火曜日)の午後一時から午後四時までとする。</p> <p>三 募集要項の配布期間及び配布場所 平成二十九年七月十八日(火曜日)から同年十月十七日(火曜日)まで、東京都都市整備局市街地整備部多摩ニュータウン事業室(平成二十九年十月十三日までは東京都庁第二本庁舎十九階北側。平成二十九年十月十六日以降は東京都庁第二本庁舎十一階中央。電話〇三(五三二〇)五二三五)で配布する。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>二 対象事業の名称 大阪府大阪市北区梅田三丁目三番五号</p> <p>一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 大和ハウス工業株式会社 代表取締役社長 大野 直竹</p> <p>三 工事着手の年月日 平成二十八年四月二十九日</p> <p>四 工事完了の年月日 平成二十九年六月十九日</p> <p>五 届出日 平成二十九年六月三十日</p>	<p>(四) 応募書類の受付前一年間に、多摩ニュータウン事業用地の事業予定者として決定された後、辞退した者又は決定を取り消された者でないこと。</p> <p>(五) 共同申込企業の場合は、全ての構成員が(一)から(三)までの条件を備えている者であること。</p> <p>(六) 施設計画において住宅建設を予定している場合は、住宅を建設し、当該住宅を分譲する事業を営む者であつて、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第三条の規定により免許を受けているものであること(共同申込企業の場合は、構成員のうちいずれかが免許を受けている者であること)。</p> <p>六 事業予定者の決定及び通知 選考により決定し、平成三十年一月以降通知する。</p> <p>東京環境影響評価条例に基づく工事完了の届出について 東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第六十八条第一項の規定に基づき、(仮称)八王子高尾商業施設計画について、次のとおり工事完了の届出があつたので、同条第二項において準用する同条第六十六条第二項の規定により公告する。 平成二十九年七月十八日 東京都知事 小 池 百合子</p>	<p>(一) 認定した機器等 別記一のとおり (二) グレードA 別記二のとおり 二 認定年月日 平成二十九年六月十四日</p> <p>低NOx・低CO₂小規模燃焼機器の認定について 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百五号)第二百二十七条第二項に規定する窒素酸化物及び二酸化炭素の排出量が少ないと認められる機器について、東京都低NOx・低CO₂小規模燃焼機器認定要綱(平成元年二月十六日付六十三環大規第二二二号)第六条第一項の規定により、次のように認定したので、同要綱第九条第一項の規定に基づき公告する。 平成二十九年七月十八日 東京都知事 小 池 百合子</p>
---	---	--

別記一

グレードA

認定番号

認定機器の種類

代表型式の名称

申請者の氏名又は名称

GAA一七一〇〇一

蒸気ボイラー

WF-2000GE

川重冷熱工業株式会社

GAA一七一〇〇二

同右

WF-2000GEX

同右

GAA一七一〇〇三

同右

WF-1500GE

同右

GAA一七一〇〇四

同右

WF-1500GEX

同右

GAA一七一〇〇五

業務用給湯器

PG-H500W

パーパス株式会社

GAA一七一〇〇六

冷温水発生機

CHKZ80HGほか四型式

矢崎エナジーステム株式会社

GAA一七一〇〇七

ガスヒートポンプ

ABGP560F2NDほか一型式

アイシン精機株式会社

GAA一七一〇〇八

同右

GCP8502MA2ほか三十一型式

三菱重工サーマルシステムズ株式会社

別記二

グレードA

認定番号

認定機器の種類

代表型式の名称

申請者の氏名又は名称

GAX一七一〇〇一

冷温水発生機

QUW-V40Wほか三型式

パナソニック株式会社

GAX一七一〇〇二

同右

QUW-V40LEほか七型式

同右

GAX一七一〇〇三

同右

CHKG80Gほか四型式

矢崎エナジーステム株式会社

GAX一七一〇〇四

同右

CHKG50Gほか四型式

同右

大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第四項の規定による東京都の意見について、同條第六項の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十九年七月十八日

東京都知事 小池百合子

一 店舗名、店舗所在地及び設置者名

(一)ア 店舗名 (仮称) Super Sports XEBIO調布店

イ 店舗所在地 調布市飛田給一丁目三十四番地十五

ウ 設置者名 共進倉庫株式会社

(二)ア 店舗名 AOKI大田千鳥総本店

イ 店舗所在地 大田区千鳥二丁目十番八号

ウ 設置者名 株式会社AOKI

(三)ア 店舗名 トーヨーショッピングセンター

イ 店舗所在地 目黒区碑文谷四丁目一番一号

ウ 設置者名 みずほ信託銀行株式会社

(四)ア 店舗名 ヤオコー稲城南山店

イ 店舗所在地 稲城市大字東長沼九号二千五百三十番地

ウ 設置者名 株式会社ヤオコー

二 東京都の意見の概要

ア 概要

一(一)から四(四)までの店舗に係る届出については、区市の意見に配慮するとともに大規模小売店舗立地法第四條に基づく指針を勘案し、総合的に判

イ 意見の通知日 断して、意見なしとする。

三 縦覧場所

平成二十九年六月二十七日
東京都産業労働局商工部地域産業振
興課(新宿区西新宿二丁目八番一
号)

四 縦覧期間

平成二十九年七月十八日から同年八
月十八日まで。ただし、東京都の休
日に関する条例(平成元年東京都条
例第十号)に定める休日を除く。

五 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分
まで。ただし、正午から午後一時ま
でを除く。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001